

令和8年度 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)運営指導等 確認項目一覧(指導監査基準)

特養条例: 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

老福条例: 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

密着条例: 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例

個別サービスの質に関する事項			
確認項目		具体的な確認内容	
設備	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要な設備を有しているか</li> <li>○指定申請時(更新時含む)又は直近の変更届の平面図に合致しているか【目視】</li> </ul>	・本市に提出された届出と実際のレイアウトが一致しているか(ラウンドで確認)
	特養条例第4条、第5条、第11条、第36条、第45条 老福条例第5条、第45条／密着条例第154条	○使用目的に沿って使われているか【目視】	←
運営	内容及び手続の説明及び同意	○入所(入居)申込者又はその家族への説明を行い、同意を得ているか	←
	老福条例第6条／密着条例第10条	○重要事項説明書等の内容に不備等はないか	←
	入退所 特養条例第14条 老福条例第11条／密着条例第156条 横浜市特別養護老人ホーム入退所指針(R6.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービスを受ける必要性が高いと認められる入所(入居)申込者を優先的に入所させているか</li> <li>○入所(入居)者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか</li> <li>○入所(入居)者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種(生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等)で定期的に協議・検討しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入退所検討委員会に関する要綱が横浜市特別養護老人ホーム入退所指針に沿って整備されているか</li> <li>・入所(入居)者の決定については、入退所検討委員会に関する要綱(又は横浜市特別養護老人ホーム入退所指針)に沿って行われているか</li> <li>・月に1回以上、入退所検討委員会を開催し、協議・検討しているか</li> </ul>
	サービス提供の記録 特養第10条／老福第12条／密着条例第157条	○提供した具体的なサービスの内容等(サービスの提供日、提供したサービスの内容、入所(入居)者の心身の状況、その他必要な事項)を記録しているか	←
指定介護福祉施設サービスの取扱方針 特養条例第16条、第37条 老福条例第15条、第47条／密着条例第159条	○生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか	←	
	○身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか	・「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要件を全て満たす状況であるかを確認し、その具体的な内容を記録しているか	
	○身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか	・身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の入所(入居)者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか	
	○身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか</li> <li>・指針に必要事項が記載されているか</li> <li>① 施設における身体的拘束適正化に関する基本的考え方</li> <li>② 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項</li> <li>③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</li> <li>④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針</li> <li>⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</li> <li>⑥ 入所(入居)者等に対する指針の閲覧に関する基本方針</li> <li>⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</li> </ul>	

個別サービスの質に関する事項

確認項目		具体的な確認内容
運営	○身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか	・身体的拘束適正化検討委員会を3か月に1回以上開催しているか
		・委員会のメンバーは多職種により構成されているか
		・委員会の結果について、職員に周知徹底を図っているか
	○介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行っているか	・身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施しているか
		・新規採用時には必ず研修を実施しているか
		・研修の実施内容について記録しているか
施設サービス計画の作成 特養条例第15条 老福条例第16条／密着条例第160条	○入所(入居)者の有する能力、その置かれている環境等を踏まえているか	←
	○アセスメントのため、入所(入居)者及びその家族に面接しているか	・入所(入居)者及びその家族と面接しているか
	○サービス担当者会議等により専門的意見を聴取しているか	←
	○施設サービス計画を本人や家族に説明し、文書により同意を得ているか	←
	○達成状況に基づき、新たな施設サービス計画が立てられているか	←
	○定期的にモニタリングを行い、結果を記録しているか	←
介護 特養条例第17条、第38条、第47条 老福条例第17条、第48条／密着条例第161条	○入浴回数は適切か、褥瘡予防体制は整備されているか	【従来型】 週2回以上入浴させているか
		【ユニット型】 適切な方法により入浴の機会を提供しているか
		・褥瘡予防対策のための指針は策定されているか
		・専任の施設内褥瘡予防対策の担当者(看護師が望ましい。)を決めているか
		・(多職種で構成された)褥瘡予防の対策チーム(委員会等)を設置しているか
		・褥瘡のハイリスク者に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をしているか
		・褥瘡予防のための研修を定期的に行っているか
栄養管理 老福条例第21条の2／密着条例第165条の2	○各入所(入居)者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。	・入所(入居)者の栄養状態を入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して入所(入居)者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成しているか
		・入所(入居)者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行い、入所(入居)者の栄養状態を定期的に記録しているか
		・栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しをしているか

個別サービスの質に関する事項

確認項目		具体的な確認内容
運営	<p>口腔衛生の管理</p> <p>老福条例第21条の3／密着条例第165条の3</p>	<p>○各入所(入居)者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。</p> <p>・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行っているか</p> <p>・施設の従業者又は歯科医師等が入所(入居)者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施しているか</p> <p>・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所(入居)者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成し、必要に応じて定期的に見直しているか</p> <p>・入所(入居)者の口腔衛生の管理体制に係る計画に以下の事項が記載されているか</p> <p>①助言を行った歯科医師 ②歯科医師からの助言の要点 ③具体的方策 ④当該施設における実施目標 ⑤留意事項・特記事項</p> <p>・計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等と、実施事項等を文書で取り決めているか</p>

令和8年度 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)運営指導等 確認項目一覧(指導監査基準)

特養条例:横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

老福条例:横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

密着条例:横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例

居宅条例:横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
	確認項目	具体的な確認内容	
人員	従業者の員数 特養条例第12条、第46条 老福条例第4条／密着条例第153条	○入所(入居)者に対し、従業者の員数は適切であるか ○必要な専門職が配置されているか ○必要な資格を有しているか	・入所(入居)者に対し、従業者の員数は適切であるか ・必要な専門職が配置されているか ←
	運営	受給資格等の確認 老福条例第9条／密着条例第13条	○被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか ←
	利用料等の受領 老福条例第13条、第46条／密着条例第158条	○入所(入居)者からの費用徴収は適切に行われているか ○領収書を発行しているか	・運営規程、重要事項説明書等へ明示しているか ・入所(入居)者から事前に文書により同意を得ているか ・介護給付に含まれるものについて、利用者から費用を徴収していないか ←
	入所(入居)者預り金の管理	○預り金取扱規程に則った管理がされているか	←
	社会福祉施設等における利用者からの預り金について(平成29年7月18日健監第202号)	○管理責任者は、定期的に預金・現金残高の状況について確認しているか	←
		○収支の状況を定期的に入所(入居)者(家族)に知らせているか	←
		○入所(入居)者等との保管依頼書(契約書)や個人別出納帳等、必要な書類を備えているか	←
		○管理責任者及び補助者が選定され、通帳と印鑑が別々に保管されているか	←
		○通帳、印鑑、現金は安全な方法で保管されているか	←
		○通帳等と預り金台帳の金額が一致するか。また、その金額を証明する証憑類が保管されているか	←
		○適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われているか(牽制体制の構築)	←
		○その他預り金の管理方法に問題はないか	←
	入所(入居)者の入院期間中の取扱い 特養条例第23条 老福条例第23条／密着条例第167条	○概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときに適切な便宜を供与しているか	←
	緊急時等の対応	○配置医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法が定められているか	←
	特養条例第23条の2 老福条例第24条の2／密着条例第167条の2	○当該対応方法は年1回以上見直されているか	←

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項

確認項目		具体的な確認内容
運営	<p>管理者による管理</p> <p>特養条例第12条、第46条 老福条例第25条／密着条例第168条</p> <p>運営規程</p> <p>特養条例第8条、第35条 老福条例第28条、第51条／密着条例第170条 居宅条例第151条、第167条</p>	<p>○管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か ←</p> <p>○運営における重要事項について定めているか</p>
		<p>(従来型・特養)</p> <p>①施設の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③入所定員 ④入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料、その他の費用の額 ⑤施設の利用に当たっての留意事項 ⑥緊急時等における対応方法 ⑦非常災害対策 ⑧虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨その他施設の運営に関する重要事項</p>
		<p>(従来型・併設短期)</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③利用定員 ④指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の送迎の実施地域 ⑥指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項 ⑦緊急時等における対応方法 ⑧非常災害対策 ⑨虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩その他運営に関する重要事項</p>
		<p>(ユニット型・特養)</p> <p>①施設の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③入居定員 ④ユニットの数及びユニットごとの入居定員 ⑤入居者に対する指定介護福祉施設サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)の内容及び利用料、その他の費用の額 ⑥施設の利用に当たっての留意事項 ⑦緊急時等における対応方法 ⑧非常災害対策 ⑨虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩その他施設の運営に関する重要事項</p>
		<p>(ユニット型・併設短期)</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③利用定員 ④ユニットの数及びユニットごとの利用定員 ⑤指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の送迎の実施地域 ⑦指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項</p>

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項

確認項目		具体的な確認内容
運営 勤務体制の確保等 特養条例第25条、第41条 老福条例第29条、第52条／密着条例第171条	○職員の勤務体制が定められているか	・原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めているか ・ユニットの職員配置は適切か
	○サービス提供は施設の従業者によって行われているか	←
	○入所(入居)者の処遇に直接影響する業務を委託していないか	←
	○資質向上のために研修の機会を確保しているか	←
	○認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか	・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を持たない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じているか
	○性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	・職場におけるハラスメントの内容及びこれを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者の周知・啓発しているか ・ハラスメントに係る相談に対応する窓口(担当者等)を定め、従業者に周知しているか
業務継続計画の策定等 特養条例第25条の2 老福条例第29条の2／密着条例第33条の2	○感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか	・感染症、非常災害発生時における業務継続計画を策定しているか ・感染症に係る業務継続計画に以下の事項が記載されているか ①平時からの備え ②初動体制 ③感染拡大防止体制の確立 ・災害に係る業務継続計画に以下の事項が記載されているか ①平常時の対応 ②緊急時の対応 ③他施設及び地域との連携 ・策定した計画に基づき、必要な措置を講じているか
	○従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的実施しているか	・職員に対し年2回以上研修を実施しているか ・新規採用時には別に研修を実施しているか ・研修の実施内容について記録しているか ・訓練(シミュレーション)※を年2回以上実施しているか ※役割分担の確認、発生時に実践するケアの演習等
	○定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更しているか
	○入所定員(又はユニット毎の入居定員)を上回っていないか	←
	○定期的に見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更しているか
定員の遵守 特養条例第26条、第42条 老福条例第30条、第53条／密着条例第172条	○入所定員(又はユニット毎の入居定員)を上回っていないか	←

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項

確認項目		具体的な確認内容
運営 非常災害対策 特養条例第9条 老福条例第31条／密着条例第60条の15	○非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか	・消防計画を策定しているか ・地震・水害・土砂災害等を含む災害に対処するための具体的な計画(マニュアル)を策定しているか
	○非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか	←
	○避難・救出等の訓練を定期的実施しているか	・消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しているか ・通報訓練を消防計画に基づいて実施しているか ・夜間を想定した避難訓練を定期的実施しているか ・地震・水害・土砂災害等の場合を含む災害に対処するため避難訓練を定期的実施しているか
衛生管理等 特養条例第27条 老福条例第32条／密着条例第173条	○感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう次の措置を講じているか ・感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための指針の整備 ・感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 ・感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね3月に1回以上)、その結果の周知	・指針は策定されているか ・指針には、平常時の対策及び発生時の対応(施設内の連絡体制や関係機関への連絡体制を含む)が規定されているか ・職員に対し年2回以上研修を実施しているか ・新規採用時には必ず研修を実施しているか ・研修の実施内容について記録しているか ・訓練(シミュレーション)※を年2回以上実施しているか ※役割分担の確認、発生時に実践するケアの演習等 ・感染対策委員会をおおむね3か月に1回以上開催しているか ・感染対策委員会は多職種により構成されているか ・委員会の結果について、従業員に周知徹底を図っているか
	○退職者を含む、従業員が入所(入居)者の秘密を保持することを誓約しているか	・従業員について、退職後も含め、業務上知り得た入所(入居)者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用時等に誓約書を徴取するなどの措置を講じているか
	○個人情報の利用に当たり、入所(入居)者から同意を得ているか	・居宅介護支援事業者等に入所(入居)者の個人情報を提供する際、あらかじめ入所(入居)者から文書により同意を得ているか
	○広告は虚偽又は誇大となっていないか	←
	○苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか	・苦情解決責任者、苦情受付担当を設置しているか
	○苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	←
	○苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	←
秘密保持等 特養条例第29条 老福条例第35条／密着条例第175条	○退職者を含む、従業員が入所(入居)者の秘密を保持することを誓約しているか	・従業員について、退職後も含め、業務上知り得た入所(入居)者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用時等に誓約書を徴取するなどの措置を講じているか
広告 老福条例第36条／密着条例第37条	○広告は虚偽又は誇大となっていないか	←
苦情処理 特養条例第30条 老福条例第38条／密着条例第39条	○苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか	・苦情解決責任者、苦情受付担当を設置しているか
	○苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	←

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項

	確認項目	具体的な確認内容
運営 事故発生の防止及び発生時の対応 特養条例第32条 老福条例第40条／密着条例第177条	○事故発生の防止のための指針を整備しているか	・事故発生の防止のための指針を整備しているか ・指針に以下の事項が記載されているか ①施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 ②介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 ③介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 ④施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておく介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 ⑤介護事故等発生時の対応に関する基本方針 ⑥入所（入居）者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針
	○事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っているか	・事故防止検討委員会を設置し、定期的開催しているか ・事故防止検討委員会は多職種により構成されているか ・事故発生防止のための研修を年2回以上実施しているか ・新規採用時には必ず研修を実施しているか ・研修の実施内容について記録しているか
	○上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか	←
	○市町村、入所（利用）者家族等に連絡しているか	・市に事故報告を提出しているか ・家族に報告しているか
	○事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか	←
	○損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	・損害賠償保険に加入しているか、または、賠償資力を有しているか

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項

確認項目		具体的な確認内容	
運営	虐待の防止 特養条例第32条の2 老福条例第40条の2／密着条例第41条の2	○虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の介護職員その他の従業者への周知 ・虐待の防止のための指針の整備 ・虐待の防止のための研修の定期実施	・虐待防止検討委員会を定期的に開催しているか ・虐待防止検討委員会は多職種により構成されているか ・虐待防止検討委員会の結果について、従業者に周知徹底しているか ・虐待防止のための指針を整備しているか
		○指針に以下の事項が記載されているか ① 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ② 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ⑧ 入所（入居）者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	
			・虐待防止のための研修を年2回以上実施しているか
			・新規採用時には必ず研修を実施しているか
			・研修の実施内容について記録しているか
			←
			←
			←
			←
			←
	○入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか	←	
【地域密着型特養のみ】 地域との連携等	特養条例第32条の3 老福条例第40条の3／密着条例第108条の2 ※R9.3.31まで経過措置期間（努力義務）	○運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催しているか	←
		○運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか	←
		○運営推進会議で上がった要望や助言が記録されているか	←
		○運営推進会議の会議録が公表されているか	←
	特養条例第48条 密着条例第60条の17		